

平成23年第3回室蘭市議会定例会提出予定議案

◎平成22年度各会計決算	11件
1. 平成22年度企業会計決算	6件
2. 平成22年度一般・特別会計決算（追加議案 ※最終日）	5件
◎条例	3件 資料1
1. 室蘭市税条例等の一部改正の件	(企画財政部) 資料1-1
2. 室蘭市スポーツ振興審議会条例中一部改正の件	(教育委員会) 資料1-2
3. 室蘭市営住宅条例中一部改正の件	(都市建設部) 資料1-3
◎補正予算	2件 資料2
1. 平成23年度室蘭市一般会計補正予算(第3号)	(企画財政部)
2. 平成23年度室蘭市介護保険特別会計補正予算(第1号)	(企画財政部)

◎条 例

3件

- 1 室蘭市税条例等の一部改正の件 (別添資料1-1あり)
〔概要〕 地方税法等の一部改正に伴い、市税に係る不申告に関する過料の見直し並びにたばこ税及び特別土地保有税に係る不申告に関する過料の新設を行うほか、寄附金税額控除に係る規定等に関し所要の改正を行うもの。
〔実施時期〕 公布の日から施行し、一部の規定については平成24年4月1日又は平成25年1月1日から施行する。

- 2 室蘭市スポーツ振興審議会条例中一部改正の件 (別添資料1-2あり)
〔概要〕 スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の制定に伴い、室蘭市スポーツ振興審議会の名称を室蘭市スポーツ推進審議会に改めるほか、設置根拠等に関し規定の整備を行うもの
〔実施時期〕 公布の日から施行する。

- 3 室蘭市営住宅条例中一部改正の件 (別添資料1-3あり)
〔概要〕 市営住宅建設事業に係る舟見町団地の一部の市営住宅について、用途廃止による戸数の変更に伴う改正を行うもの
〔実施時期〕 平成23年12月1日から施行する。

室蘭市税条例等の一部改正の主な概要（平成23年9月定例会）

番号	税目	項目	関係条文		現行	改正	施行期日	備考
			市	国				
1	市税	過料規定の改正						
		納税管理人に係る不申告に関する過料上限額の引上げ			○ 過料の金額(上限額) 3万円以下	○ 同左 10万円以下	平成24年4月1日	9月定例会
		市民税	21条	法 302				
		固定資産税	49条	法 357				
		特別土地保有税	100条	法 592				
		税に係る不申告に関する過料上限額の引上げ			○ 過料の金額(上限額) 3万円以下	○ 同左 10万円以下		
		市民税	30条の3	法 317の5				
		固定資産税	63条	法 386				
		軽自動車税	78条	法 449				
		退職所得申告書の不提出に関する過料上限額の引上げ	37条の8	法 328の8	○ 過料の金額(上限額) 3万円以下	○ 同左 10万円以下		
		たばこ税に係る不申告に関する過料規定の新設	87条の2	法 475の2		○ 過料の新設 (上限額) 10万円以下		
		特別土地保有税に係る不申告に関する過料規定の新設	96条の2	法 602		○ 過料の新設 (上限額) 10万円以下		

室蘭市税条例等の一部改正の主な概要（平成23年9月定例会）

番号	税目	項目	関係条文		現行	改正	施行期日	備考	
			市	国					
2	市民税	個人	寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ	条例28条の5 条例附則8条の8	法 314の7 法附則5の5	<p>◎ 適用下限額の引き下げ</p> <p>・ 5千円</p> <p>(例) 寄付金額 4万円 控除対象額 3.5万円 税額控除額 3.5万円×6% 2,100円</p>	<p>◎ 同左</p> <p>・ 2千円</p> <p>(例) 寄付金額 4万円 控除対象額 3.8万円 税額控除額 3.8万円×6% 2,280円</p> <p>・ 23年1月1日以後に支出する寄附金に適用 (平成24年度分から適用)</p>	公布の日	9月定例会
3	市民税	個人	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の見直し	条例附則9条	法附則6	<p>◎ 特例税率の適用期限の延長</p> <p>・ 昭和57年度から平成24年度まで</p> <p>◎ 免税対象範囲の見直し</p> <p>○ 売却頭数の制限</p> <p>・ 年間2,000頭まで免税。</p> <p>○ 免税対象牛の見直し</p> <p>・ 免税対象牛 売却価額100万円未満の肉用牛 (売却価額50万円以上の乳用種を除く)</p>	<p>◎ 同左</p> <p>・ 昭和57年度から平成27年度まで (3年間延長)</p> <p>◎ 同左</p> <p>○ 同左</p> <p>・ 年間1,500頭まで免税。</p> <p>○ 同左</p> <p>・ 同左 同左 (同左) (売却価額80万円以上の交雑種を除く) (25年度課税分以降に適用)</p>	平成25年1月1日	9月定例会

室蘭市税条例等の一部改正の主な概要（平成23年9月定例会）

番号	税目	課税人	項目	関係条文		現行	改正	施行期日	備考
				市	国				
4	市民税	法人	上場株式等の配当所得に係る軽減税率適用の延長	条例附則20条 20改正条例附則2条8項	法附則33の2	◎ 申告分離課税制度 ◎ 税率 市 3%、道 2%（本則税率） （住 5%、所 15% 計20%） ○ 平成22年1月1日から経過措置実施 平成21年1月1日から平成23年12月31日 までに支払いを受ける配当 ・税率 ……軽減税率適用 市 1.8%、道 1.2% （住3%、所7% 計10%）	◎ 同左 ◎ 同左 ○ 同左 平成21年1月1日から平成25年12月31日 までに支払いを受ける配当 ・税率 ……軽減税率適用 市 1.8%、道 1.2% （住3%、所7% 計10%）	公布の日	9月定例会
5	市民税		上場株式等の譲渡所得等に係る課税特例の経過措置の延長	条例附則24条の2の3（削除） 20改正条例附則2条15項	法附則35の2の3（削除）	◎ 特例税率の適用 平成22年度から軽減税率を廃止 ・税率 市 3% 道2% ○ 経過措置実施 平成21年1月1日から平成23年12月31日 までの間の上場株式等の譲渡所得 軽減税率を適用 ・税率 市 1.8%、道 1.2%	◎ 同左 ○ 同左 平成21年1月1日から平成25年12月31日 までの間の上場株式等の譲渡所得 軽減税率を適用 ・税率 市 1.8%、道 1.2%	公布の日	9月定例会
6	市民税	個人	条約適用配当等に係る課税の特例措置の延長	条例附則24条の4の3 20改正条例附則2条20項	実施特例法第3条の2の2	◎ 条約適用配当等の課税の特例 ・税率 （5%－限度税率）に5分の3を乗じた率 免税を受ける場合 3% ○ 経過措置実施 平成23年12月31日までに支払いを受ける配当 軽減税率を適用 ・税率 （3%－限度税率）に5分の3を乗じた率 免税を受ける場合 1.8%	◎ 同左 ○ 同左 平成25年12月31日までに支払いを受ける配当 （2年間延長） 軽減税率を適用 ・税率 （3%－限度税率）に5分の3を乗じた率 免税を受ける場合 1.8%	公布の日	9月定例会

室蘭市税条例等の一部改正の主な概要（平成23年9月定例会）

番号	種別	項目	関係条文		現行	改正	施行期日	備考		
			市	国						
7	市民税	個人	非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例措置の導入時期の延期	条例附則24条の2の3（未施行） 22改正条例附則1条附則2条4項	法附則35の3の2（未施行）	<p>◎ 施行期日 平成25年1月1日</p> <p>◎ 非課税口座内上場株式 平成24年1月1日より取得した上場株式</p> <p>○ 内容 ・譲渡に係る所得の金額を計算する際に、非課税口座内上場株式等の譲渡による所得とそれ以外の株式の譲渡による所得とを区分して計算する。 ・譲渡以外の事由で非課税口座内上場株式等の払い出しがあった場合、その時点で譲渡があったものとみなす。</p> <p>（参考） ● 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税制度 租税特別措置法9条の8、37条の14（平成26年1月1日より適用） 支払いを受ける非課税口座内上場株式等に係る配当所得について非課税とする。 非課税口座内上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得等について非課税とする、及び譲渡損失についてはないものとみなす。</p> <p>① 非課税対象：非課税口座（※）内の少額上場株式等の配当、譲渡益 ※ 非課税口座：非課税の適用を受けるため一定の手続きにより金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座</p> <p>② 非課税投資額：毎年、新規投資額で100万円を上限 ③ 非課税投資総額：最大300万円（100万円×3年間〔平成26～28年〕） ④ 保有期間：最長10年間途中売却は自由（売却部分の枠は再利用不可） ⑤ 口座開設数：年間1人1口座 ⑥ 開設者：居住者等（その年の1月1日において満20歳以上である者） ⑦ 導入時期：平成26年から実施される上場株式等の20%（所得税15%、住民税5%） 本則税率化に合わせて導入</p>	◎ 同左 平成27年1月1日	◎ 同左 平成26年1月1日より取得した上場株式	公布の日	6月定例会

室蘭市税条例等の一部改正の主な概要（平成23年9月定例会）

番号	税 目	項 目	関 係 条 文		現 行	改 正	施 行 期 日	備 考
			市	国				
8	固定資産税	規定の整備	条例44条	法349の3	◎ 固定資産税の課税標準 ○ 8項・9項(住宅用地に対する特例) 法349の3第11項の規定	◎ 同 左 ○ 同 左 法349の3第12項の規定(7項追加)	公布の日	9月定例会
9	都市計画税	規定の整備	都計条例2条	法349の3	◎ 納税義務者 ○ 2項(価格) 固定資産税の課税標準となるべき価格 法349の3 第9項から第11項まで、 第27項、第29項又は第31項から第33項までの 規定の適用を受ける	◎ 同 左 ○ 同 左 固定資産税の課税標準となるべき価格 法349の3 第10項から第12項(7項追加) 又は第28項の 規定の適用を受ける (18、27、31～33項削除)	公布の日	9月定例会
			都計条例 附則	法附則15	○ 12項 法附則15 第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、 第31項、第33項から第36項まで、第38項、 第40項、第41項、第43項若しくは第46項	○ 同 左 法附則15 第1項、第6項、第16項、第22項 から 第30項まで、第32項、第35項 若しくは第37項 (5～7、15、16、18、22、26、32、37、39項削除) (新37項追加)		

○ 室蘭市スポーツ振興審議会条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

スポーツ基本法の制定に伴い、室蘭市スポーツ振興審議会の名称、設置根拠等に関し所要の改正を行うもの

2. 条例改正の概要

スポーツ振興法（以下「旧法」という。）の全部改正により「スポーツ基本法（以下「新法」という。）」が制定され、市町村が置くことができる合議制の機関が「スポーツ振興審議会等」から「スポーツ推進審議会等」に変更されたことなどに伴い、審議会の名称、設置根拠等に関し所要の改正を行うものである。

○ 主な改正内容

(1) 条例への委任規定の削除に伴う第1条及び第2条の整備

現行条例第1条は、旧法第18条第6項において「必要な事項は条例で定める」という条例への委任規定を受けたものであったが、当該委任規定が削除され、新法においては審議会に関する規定が「条例により審議会を置くことができる」旨を定める規定だけになったため、第1条の内容を現行条例第2条の内容であった「審議会の設置に関する規定」とすることとする。

(2) 審議会の組織に関する改正

旧法第18条第4項において委員に任命する職等が規定されていたが、当該規定が削除されたため、条例において委員に任命する職等を規定することとする。

(3) 会長・副会長、会議等に関する改正

現行例規においては、会長・副会長に関する規定、審議会の会議に関する規定等が同条例施行規則で規定されていたが、これらの内容は、審議会等における一般的な規定内容であり、教育委員会にその内容を定めることを委任し、独自に決定するような内容ではないため、当該改正を機に、条例において規定することとする。

なお、当該改正に伴い、規則は廃止することとする。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

○ 室蘭市営住宅条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

市営住宅建設事業に係る舟見町団地の一部の市営住宅について、用途廃止による戸数の変更に伴う改正を行うもの。

2. 条例改正の概要

舟見町団地については、平成18年度から建替事業を開始し、現在までに4棟を新規に供用開始したところであるが、既存住宅の入居者の住替えが全て完了したことから、新規に供用を開始した住宅以外の既存の住宅を廃止するものである。

○ 廃止する既存住宅

- | | | | |
|------------|--------------|-------|------------|
| (1) 旧F-2号棟 | 舟見町1丁目13番2号 | 3階12戸 | (昭和28年度建設) |
| (2) 旧F-3号棟 | 舟見町1丁目13番3号 | 3階12戸 | (昭和28年度建設) |
| (3) F-8号棟 | 舟見町1丁目14番8号 | 3階20戸 | (昭和32年度建設) |
| (4) F-9号棟 | 舟見町1丁目14番9号 | 3階12戸 | (昭和33年度建設) |
| (5) F-10号棟 | 舟見町1丁目14番10号 | 3階12戸 | (昭和33年度建設) |



3. 施行期日

平成23年12月1日から施行する。

補正予算の主な内容

(単位:千円)

1. 一般会計

599,779

1 子どもからお年寄りまで安心して希望のもてるまち

(1) 一人暮らしのお年寄りや障がい者が安心できる環境づくり

①	(民生費) グループホーム・ケアホーム家賃助成経費	6,450
---	---------------------------	-------

【事業概要】

「障害者自立支援法の改正つなぎ法」(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律)により新たに創設(H23.10.1施行)

＜目的＞

障がい者の地域における自立した生活の支援を充実させるため、グループホーム・ケアホームの家賃について、その一定額を助成

＜対象者＞

グループホーム・ケアホーム利用者(市民税課税世帯を除く)

＜助成額＞

利用者1人当たり月額1万円を上限

＜負担率＞

国:1/2、道:1/4、市:1/4

【経費概要】

- 扶助費 … 6,450千円(10千円×129人×5ヵ月)
(※7月末現在本市対象者:129人)

【特定財源】

- 国庫負担金 … 3,225千円
- 道負担金 … 1,612千円

②	(民生費) 重度視覚障害者移動支援給付費(同行援護)	309
---	----------------------------	-----

【事業概要】

「障害者自立支援法の改正つなぎ法」(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律)により新たに創設(H23.10.1施行)

＜目的＞

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障がい者(児)の移動支援について「同行援護」として障害福祉サービスに位置づけ、自立支援給付の対象とするもの

＜対象者＞

移動に著しい困難を有する重度視覚障がい者(児)

＜サービス内容＞

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読含む)及び移動の援護
- ・食事・排泄等の介護、その他外出する際に必要となる援助
- ※官公庁などの公的機関での手続きや社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出等は対象
ただし、経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出等は対象外

＜負担率＞

国:1/2、道:1/4、市:1/4

【経費概要】

- 扶助費 … 309千円(平均利用時間2.25時間、延81回)
(※7月末現在対象予定者:25人)

【特定財源】

- 国庫負担金 … 154千円
- 道負担金 … 77千円

③ (民生費) 障害者等共生型交流施設整備費補助金

30,000

【事業概要】

国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」の「先進的事業支援特例交付金」(補助率:10分の10以内)を活用した施設整備費補助金

＜補助対象施設＞

障害者等共生型交流施設(旧八丁平町会会館)

…障がい者(児)(保護者等含む)、若者、子ども、高齢者が気軽に集える共生型施設

＜補助対象事業者＞

特定非営利活動法人わーかーびいー

＜主な実施事業＞

- ・入浴サービス…障がい者(児)や高齢者の入浴支援
- ・日中活動支援サービス…障がい者(児)の日中一時支援(日中介護する者がいない場合等による一時的な見守り支援)
- ・世代等を越えた交流空間…障がい者(児)、高齢者、子ども、地域住民が自由に集い交流を図るフリースペースの提供

【経費概要】

- 補助金 … 30,000千円(補助対象経費…施設改修費:33,705千円)

【特定財源】

- 国庫交付金 … 30,000千円

④ (民生費) 障害者グループホーム整備費補助金

64,200

【事業概要】

道の「地域づくり総合交付金」を活用し、市内立地の障がい者グループホームの整備促進を図る

＜現況＞

現行の本市障害者支援計画では、平成23年度末の居住系サービス利用者の目標値を138人としているが、平成23年7月末現在の利用者実績は129人で、目標値を9人下回っている状況にある。

また、現在、市内のグループホームは9ヵ所で定員42名となっており、市内での施設入居を望む要望も多い

＜補助対象事業者等＞

・社会福祉法人室蘭言泉学園 (施設整備予定地…母恋北町、定員…5人)

・特定非営利活動法人ひだまりの森(施設整備予定地…輪西町、定員…9人)

【経費概要】

- 補助金 … 64,200千円
- ・社会福祉法人室蘭言泉学園 …30,200千円(補助対象経費…施設改修費等:32,660千円)
- ・特定非営利活動法人ひだまりの森 …34,000千円(補助対象経費…施設改修費等:34,000千円)

【特定財源】

- 道補助金 … 32,100千円

⑤ (民生費) 母子家庭等就業・自立支援センター事業費

1,000

【事業概要】

国の「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に基づく事業で、「母子家庭等就業・自立支援センター」を設置し、母子家庭の母親等の就業に関する相談、技能習得、就業情報提供、無料職業紹介、講習会や関係機関との連携会議、養育費等に関する専門相談等を行うことで、一貫した就労支援サービスを提供し自立を支援する

※事業の実施主体は都道府県、指定都市、中核市。事業の実施に当たっては都道府県等及び一般市との共同実施も可

北海道では、政令指定都市で単独実施している札幌市を除き、センター設置が道と一般市の共同実施ができるを受けて、平成24年度までに道内6ヵ所の設置を計画。これまで、道南圏(函館市)、オホーツク圏(北見市)、道北圏(旭川市)、釧路根室圏(釧路市)、十勝圏(帯広市)に設置しており、最後の1ヵ所として、本市を道央圏の共同実施候補地としている

＜委託先＞

実施主体である北海道がプロポーザル方式により決定

＜体制等＞

相談員及び企業促進員の2名配置

【経費概要】

- 委託料 … 1,000千円(全体事業費(人件費、事務費)5,120千円のうち、本市負担分1,000千円)

【特定財源】

- 国庫交付金 … 500千円

【事業概要】

国の「地域支え合い体制づくり事業」制度(補助率:10分の10以内)を活用し、高齢者や障がい者等の社会的弱者を地域で支えるため、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を目的とした各種事業を行う

①地域助け合い基盤整備事業費補助金 … 3,707千円

地域で助け合う体制を構築するため、社会福祉協議会が作成している「福祉台帳」の電子化、及び、電子地図の整備費に対して助成を行い、助け合いチームなどの地域支え合い活動の充実を図る

②地域支え合い情報ネットワーク整備事業費 … 4,995千円

地域福祉を担う、社会福祉協議会及び地域包括支援センターと本市との情報共有を図り、地域で助け合う体制の連携強化を図るため、セキュリティを確保した本市とのネットワーク連携システムを整備する

③地域包括支援センター情報共有システム整備事業費 … 4,998千円

地域包括ケアの中心を担う、地域包括支援センターと本市における高齢者への相談対応に必要な情報について、情報共有システムを整備し、地域で助け合う体制の連携強化を図る

④子ども発達支援サポーター育成事業費 … 1,959千円

障がい児や、発達に問題等を抱える児童をサポートする「子ども発達支援サポーター」の人材育成を図るため、各種講演会や勉強会等を実施する

【特定財源】

- 道補助金 … 15,659千円

(2) 災害に強いまちづくり

①【公共施設(非特定建築物)耐震診断事業費】…7事業(8箇所)

18,102

【事業概要】

「室蘭市耐震改修促進計画」(H21.3)に基づき、公共施設(非特定建築物)の耐震診断を実施
※計画的・早期実施の観点から、今回は、非特定建築物のうち、不特定多数の者が使用する施設等を優先的に実施

①〔総務費〕分庁舎 耐震診断事業	2,253 千円
②〔総務費〕市会館(母恋・本輪西) 耐震診断事業	3,077 千円
③〔民生費〕保健福祉部分庁舎 耐震診断事業	2,473 千円
④〔商工費〕水族館本館 耐震診断事業	2,211 千円
⑤〔教育費〕文化センター地下駐車場 耐震診断事業	4,728 千円
⑥〔教育費〕民俗資料館 耐震診断事業	1,770 千円
⑦〔教育費〕中島公園野球場管理棟 耐震診断事業	1,590 千円

【特定財源】

- 国庫交付金 … 4,948千円

② (総務費) 市保有データ災害対応バックアップシステム構築経費

7,262

【事業概要】

市が保有するデータについて、地震、津波、洪水等により被災する可能性の少ない「チマイベツ浄水場」においてバックアップを取り、データの保全・確保を行う

＜バックアップを行うデータ＞

各課共有フォルダ、個別業務サーバ(生活保護、介護認定、滞納、建築確認、救急統計など)のデータ及び教材資料などの教育関連データ

【経費概要】

- 備品購入費 … 7,262千円

【事業概要】

市内の主要な屋内広域避難場所(主に低地部からの避難場所となっている13ヵ所)の周知看板を設置するとともに、低地部から高台へ移行する各地区主要幹線道路等(207ヵ所)への海拔(標高)表示板を設置する

＜「屋内広域避難場所看板」設置予定箇所＞

- ①絵鞆小体育館、②文化センター、③武揚小体育館、④星蘭中体育館、⑤大沢小体育館、⑥海陽小体育館、⑦翔陽中体育館、⑧障害者福祉総合センター、⑨市体育館、⑩高砂小体育館、⑪サンライフ室蘭、⑫高平小体育館、⑬白鳥台小体育館

＜「海拔(標高)表示看板」設置予定箇所＞

各地区主要幹線道路(絵鞆町1丁目14号通線ほか)計207ヵ所(北電柱添架)

【経費概要】

- 「屋内広域避難場所看板」設置経費 … 2,247千円
- 「海拔(標高)表示看板」設置等経費 … 1,547千円

(3) 都市基盤の充実

【事業概要】

省エネ型街路灯に対する助成額の拡大など、平成23年7月より制度改正を行った「街路灯設置費助成制度」について、制度改正後、7月末までに既に年間予定助成灯数(190灯)を超える申請(208灯)があり、今後もさらに申請希望が見込まれるため、街路灯の省エネ化及び町内会等の街路灯維持費に係る負担軽減等を推進する観点から、年間予定助成灯数を190灯から300灯に拡大する

【経費概要】

- 補助金 … 4,400千円(補助単価:40千円×110灯)

＜参考＞

- ・現在予算額 … 7,600千円(補助単価:40千円×190灯)
- ・補正後予算額 … 12,000千円(補助単価:40千円×300灯)

【事業概要】

厳冬に伴う凍上等の影響などにより、老朽化や危険性が生じている市道等について、安心・安全なまちづくりの観点から所要の整備等を行う

【経費概要】

- 工事請負費 … 207,800千円
 - ・道路舗装工事 … 43,500千円(中島公園通線 外1線)
 - ・道路改良工事 … 129,200千円(水元高砂通線 外7線)
 - ・排水路補修工事 … 31,000千円(母恋東町通線(大沢・母恋橋))
 - ・植栽工事 … 4,100千円(市内全域に係る街路樹伐採)

【特定財源】

- 市債 … 155,400千円

【事業概要】

本年8月1日に制定した「室蘭市ビオトープ憲章」に基づき、NPO法人「ビオトープ・イタンキin室蘭」より寄贈を受けた、潮見公園内の「ビオトープ・イタンキ」の案内表示板を設置

【経費概要】

- 工事請負費 … 1,600千円

【事業概要】

市営住宅団地内において営業している公衆浴場は、施設の老朽化や経営者の高齢化等により、営業継続が困難な状況になっていることから、「市営住宅浴場確保対策補助金」を拡充し、団地内における浴場確保を図る

<拡充内容>

- ・設備更新事業費補助の補助率拡大
(当該年度の基準入浴客数の90%に満たない施設…1/2→4/5)
(当該年度の基準入浴客数の90%以上の施設 …1/3→3/4)
- ・運営費補助の新設 (補助対象経費…燃料費及び光熱水費)

【経費概要】

- 設備更新事業費補助金… 960千円(水元湯(内釜更新)…640千円、吉の湯(バーナー更新)…320千円)
- 運営費補助金 …5,940千円(水元湯…1,500千円、吉の湯…2,040千円、千代の湯…2,400千円)

2 まちなか再生の推進

(1) 公共施設跡地の活用

① (総務費) 旧東中学校(校舎棟・屋体棟)解体経費 95,099

【事業概要】

「公共施設跡地利用計画」(H22.12)に基づき、平成23年3月をもって閉校とした「旧東中学校」の校舎棟及び屋体棟について解体する

(※敷地面積…31,557㎡、※校舎棟…鉄筋コンクリート造2階建:4,806㎡、屋体棟…鉄骨造一部2階建:924㎡)

【経費概要】

- 校舎棟解体経費 … 86,919千円
- 屋体棟解体経費 … 8,180千円

② (衛生費) 旧し尿処理場汚泥処理等経費(繰越明許費設定) 76,820

【事業概要】

「公共施設跡地利用計画」(H22.12)に基づき、平成18年3月をもって休止とした「旧し尿処理場」を解体するため、その前段として施設内(消化槽、ばっ気槽等)の残留汚泥処理等を行うもの

(※敷地面積…6,256㎡、※処理場床面積…1,874㎡、※残留汚泥量…約1,800㎡(約2,520t))

【経費概要】

- 委託料 … 76,820千円(汚泥抜取・清掃作業、焼却処分等)

3 地域活動・市民活動が盛んなまちづくり

(1) 文化・スポーツに触れ合い、参加しやすい環境づくり

① (教育費) 祝津テニスコート改修事業費 51,461

【事業概要】

当テニスコートは、昭和58年に現在の全天候型のゴムチップコートに改修後、28年を経過しており、コートの痛みが激しいことから、利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、人工芝コートへの改修のほか、老朽化したフェンス・管理棟の改修についても併せて実施する

【経費概要】

- 工事請負費 … 51,461千円
(コート改修:38,052千円、フェンス改修:8,978千円、管理棟新設:4,431千円)

【特定財源】

- 財政調整基金繰入金(公共投資臨時交付金分) … 51,461千円

4 西胆振地域への取り組み

(1) 近隣市町との連携を強化

① (商工費)	北海道登別洞爺広域観光圏協議会負担金 (「韓国・台湾旅行会社等の招聘事業費」負担金)	754
---------	---	-----

【事業概要】

北海道登別洞爺広域観光圏協議会(西いぶり6市町及び白老町にて構成)による、「韓国・台湾旅行会社等の招聘事業費」に係る負担金

<目的>

圏域内の観光資源を広く周遊、又は体験していただき、圏域内の安全性の確認と新たな観光資源の魅力を知っていただくことで、さらなる誘客につなげる。また、今年度実施した「韓国・台湾プロモーション事業」における、旅行会社等との交流を、当事業を通しさらに深めることで、誘客に結びつけることを目的とする

<招聘対象者>

- ・韓国：旅行会社、新聞社、その他…20名
- ・台湾：旅行会社、その他 … 8名

【経費概要】

- ・負担金 … 754千円(総事業費:4,600千円のうち、室蘭市負担分)

(2) 市民ベースの交流の活発化

① (農林水産業費)	西いぶり食の魅力向上事業費	8,000
------------	---------------	-------

【事業概要】

国の『「定住自立圏」地域創富力高度化調査事業』(国庫委託金:10分の10以内)を活用し、西胆振地域において活用されていない食材や、市場ルートに乗っていない食材等の発掘・調査を行い、圏域内外への情報発信や、生産者側と消費者側の新たな交流事業等を創出し、地産地消を啓発する

<実施主体>

- ・(仮称)西いぶり食の魅力向上研究会
…西胆振の農漁業者、加工業者、観光業者、飲食店、調理専門学校、行政等で構成予定

<内容>

- ・食材等の発掘・調査(データ収集)
- ・地域食材を利用した試食会とレシピ・加工品研究
- ・食材情報や魅力向上のための地域住民への情報発信とPR
(パンフレット作成、コミュニティFMを利用した情報発信、地域食材の魅力発見バスツアー)

【経費概要】

- ・データ収集経費 …4,935千円(委託料)
- ・情報発信等経費 …2,888千円(印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料等)
- ・その他事務経費 … 177千円(会場使用料、消耗品費等)

【特定財源】

- ・国庫委託金 …8,000千円

5 その他

○【寄附金関係】	169
----------	-----

①【総務費】子ども姉妹都市等交流基金積立金	60千円
②【民生費】社会福祉事業基金積立金	49千円
③【商工費】公共施設(観光施設)整備基金積立金	20千円
④【教育費】文化振興基金積立金	25千円
⑤【教育費】スポーツ振興基金積立金	15千円

繰越明許費設定

①〔衛生費〕旧し尿処理場汚泥処理等経費

34,200 千円

※【財源内訳】	国庫支出金	46,827	道支出金	49,448
	基金繰入金	51,461	寄附金	149
	市債	155,400		
	繰越金 (H22寄附積残)	20	繰越金 (一般財源)	296,474

※繰越金の状況	
●H22からの純剰余金	869 百万円
・6月補正まで	89 百万円
・9月補正	297 百万円
●9月補正後の残	483 百万円

(単位:千円)

2. 介護保険会計

2,768

○ 返還金

2,768

【事業概要】

平成22年度の国庫支出金及び支払基金交付金の超過交付分を返還

・国庫負担金返還金(介護給付費分)	254 千円
・国庫補助金返還金(地域支援事業分)	707 千円
・支払基金交付金返還金(介護給付費分)	1,807 千円

※【財源内訳】	繰越金	661	介護給付準備 基金繰入金	2,107
---------	-----	-----	-----------------	-------